

公的年金保険と私的年金の違い（年金制度の全体像）

1 理解し伝えるべき項目

- (1) 日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての人々が共通して加入する国民年金と、会社員・公務員が加入する厚生年金の2階建ての構造となっている。公的年金は、社会保障制度の1つであり、支え合いの精神から国民の義務として日本に住む全ての人々が加入することになっている。働き方・暮らし方によって加入する制度が異なる。
- (2) 日本の年金制度を全体でみると、社会保障制度の社会保険の1つである**公的年金保険（賦課方式・仕送り方式）**を基本として、**公的年金保険の上乗せ給付を行う企業年金や個人年金がある**。この**企業年金と個人年金を合わせて私的年金**という。高齢化が急速に進んでいくなかで、私的年金は、老後の備えの選択肢として今後更に活用が見込まれるものと考えられる。
- (3) **私的年金**には、民間企業がその従業員のために実施し、その企業が掛金を負担する**企業年金**と、個人が各自の判断で加入し、自ら掛金を負担する**個人年金**がある。
- (4) 企業年金は、2001年以降、多くの改革が行われており、現在では、**確定給付企業年金、企業型確定拠出年金及び厚生年金基金**がある。なお、厚生年金基金については、2014年4月以降新規の設立は認められず、財政が悪化している基金の解散が進んでいる。
- 企業年金の掛金を負担するのは主として企業だが、企業の掛金拠出と併せて従業員拠出もできるような設計となっている企業年金もある。
- 確定給付企業年金**は、あらかじめ将来の従業員への給付額を決めたうえで、掛金を算出し、企業（基金）がまとめて運用する。5年ごとに積立状況のチェックなどを行う。税制面での優遇措置がある。
- 企業型確定拠出年金**は、企業が加入者ごとに掛金を拠出し、これを加入者が自分で運用する。将来の給付額は運用結果で決まる。税制面での優遇措置がある。両者ともに労使合意のもと規約を作成して実施する。
- (5) 個人年金には、国民年金基金及び**個人型確定拠出年金（iDeCo）**がある。どちらの制度も自分の老後生活のために、自らの判断で加入し掛金を拠出していくものである。
- 個人型確定拠出年金（iDeCo）**は、個人で加入する確定拠出年金であ

15 公的年金保険と私的年金の違い（年金制度の全体像）

る。掛金の拠出や運営管理機関や商品の選定及び運用などすべて自分で行う。**将来の給付額は運用結果**で決まる。掛金の所得控除や運用益が非課税であるなど**税制上の優遇措置**がある。もともと自営業者や企業年金がない民間企業の従業員を対象としていたが、**2017年1月からは、企業年金がある企業の従業員や公務員なども含め、基本的にすべての人が加入できるようになった**。加入する他の年金制度によって限度額が決まっている。

国民年金基金は、自営業者などを対象とした個人年金である。将来の給付が確定給付型で終身年金が基本である。掛金の所得控除など税制上の優遇措置がある。

- (6) 老後の所得保障において、**公的年金は老後生活の柱であり基本となるもの**である。しかし、公的年金による給付額は、一人ひとりの様々な自由な選択に委ねられた**老後の生活の全てを保障するものではない**。したがって、今後ますます長くなる老後期間に備えて、就労収入などのほか、**公的年金に加え、企業年金、個人年金、個人貯蓄などの組み合わせを自分の老後生活のイメージに合わせて広く考えておく必要がある**。平均寿命がますますの延びる中、長生きリスクを考え、思わぬ長生きをして生活費に困るといった状況を避けるためにも、**老後資金は終身年金である公的年金をベースとして、私的年金と組み合わせる**ことで、二重、三重に備えておく必要がある。

2 伝える際のポイント

(i) 公的年金保険と私的年金の違い

日本の年金制度を全体で見ると、社会保障制度の社会保険（仕送り方式・賦課方式）の1つである公的年金保険をベースとして、公的年金保険の**上乘せ給付を行う**企業年金や個人年金がある。この**企業年金と個人年金を合わせて私的年金**という。高齢化が急速に進んでいくなかで、私的年金は、老後の備えの選択肢として今後更に活用が見込まれるものと考えられる。

(ii) 企業年金の概要

企業年金には、**給付額を先に確定し、そのために必要な掛金を企業側が積み立て運用していく確定給付型**と、**掛金を先に確定し、企業が拠出した掛金を加入者本人が運用して給付額は運用結果によって決まる確定拠出型**がある。

日本においては、企業が従業員の退職時に一時金を支払うのが従来から

15 公的年金保険と私的年金の違い（年金制度の全体像）

一般的な慣行であり、当初は「功労・報償」的な意味合いが強いものだったが、「賃金の後払い」として位置付けられるようになった。しかし、高度経済成長期には企業にとって退職一時金の支払い負担が大きくなり資金負担を平準化し事前に準備をしておくことの必要性が高まったため、厚生年金基金などの企業年金制度が創設された。しかし、その後の社会経済状況の悪化による運用難などで、資産の積立不足が問題となった。確定給付型の年金は、給付に必要な積立金に満たない場合は、企業が補填する必要があるため企業の財務状況にマイナスの影響を及ぼしたり、加入者の受給権が保護されないなどのケースも発生した。

このような歴史的背景のもと、現在では、2001年に受給権保護などを十分に図るために法律が制定され創設された**確定給付型の確定給付企業年金**と、企業が掛金を加入者の個人口座へ拠出し、加入者が自分で管理運用するため企業にとっては運用リスクを負わない**確定拠出型の確定拠出年金**が、企業年金の大きな柱となっている。そして、その意味合いも、公的年金制度に上乘せする「老後の所得確保」の支援という位置づけである。

(iii) 個人年金の概要

個人年金には、国民年金基金及び**個人型確定拠出年金（iDeCo）**がある。どちらの制度も国民年金基金連合会という組織が実施し、自分の老後生活のために、自らの判断で加入し掛金を拠出していくものである。

その中で、個人型確定拠出年金（iDeCo）は、個人で加入する確定拠出年金である。掛金の拠出や運営管理機関や商品の選定及び運用などすべて自分で行う。将来の給付額は運用結果で決まる。掛金の所得控除や運用益が非課税であるなど税制上の優遇措置がある。もともと自営業者や企業年金がない民間企業の従業員を対象としていたが、2017年1月からは基本的にすべての人が加入できるようになった。加入する他の年金制度によって限度額が決まっている。

(iv) これからの老後の所得確保の考え方について

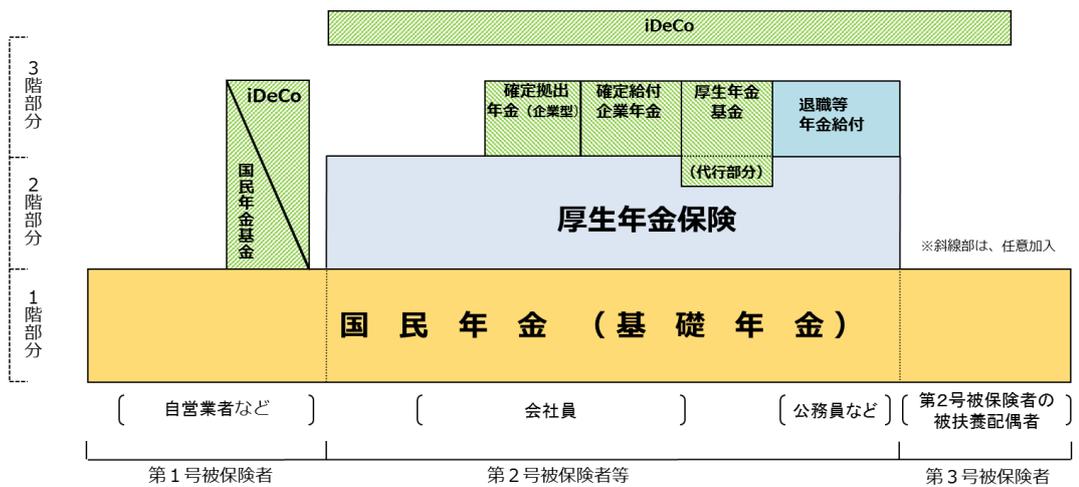
老後の所得確保からみた年金制度の体系を考えたとき、まず社会保障制度の1つである公的年金が基本となる。ねんきん定期便やねんきんネットなどで自分がいくら位受け取れるのか確認しておくことも必要となる。そして、私的年金は社会保障制度である公的年金とは全く性質が異なる積立方式で運用されている。企業年金は実施していない企業もあり、また実施している企業でも制度の種類や設計は異なる。自社が企業年金を導入している場合はその内容を確認する必要がある。それから個人で任意に加入する

15 公的年金保険と私的年金の違い（年金制度の全体像）

個人年金という制度体系となっている。この年金制度全体の体系をきちんと把握したうえで、老後の所得確保を考えていくようにすることが重要である。

高齢期が長期化する中で、公的年金保険と私的年金の意義や特徴、役割を把握したうえで、公私の組合せによる老後の所得確保を考えていくことは今後よりいっそう必要となる。

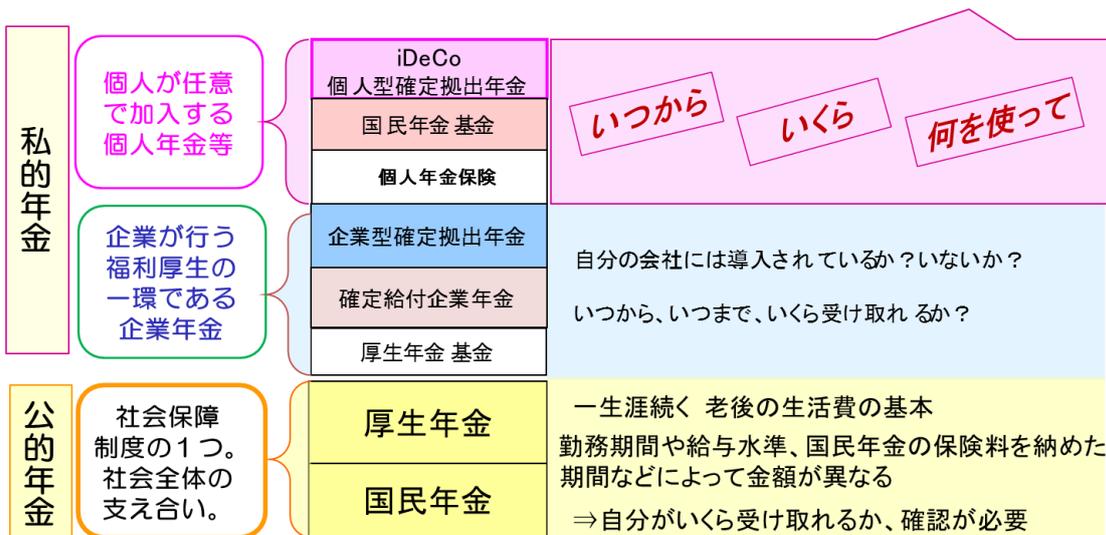
年金制度の体系(現状イメージ)



出典:厚生労働省資料を、公的年金保険研究会が一部修正

老後の所得確保の考え方～まずは年金制度体系を把握

主なもの(イメージ図)



出典: DCTA原佳奈子副理事長

3 振り返り

- (1) 日本の年金制度を全体で見ると、社会保障制度の社会保険の1つである公的年金保険（賦課方式・仕送り方式）を基本として、公的年金保険の上乗せ給付を行う**企業年金や個人年金**がある。**この企業年金と個人年金を合わせて何というか。**
- (2) 企業年金には、あらかじめ将来の従業員への給付額を決めたうえで、掛金を算出し、企業（基金）がまとめて運用する確定給付企業年金と、企業が掛金を加入者ごとに拠出し、加入者が自分で運用し、将来の給付額は運用次第で決まる確定拠出年金（企業型）がある。**両者ともに共通することにはどういうものがあるか。**
- (3) 個人年金には、国民年金基金や個人型確定拠出年金（iDeCo）がある。**これらに共通していることにはどういうものがあるか。**
- (4) 老後の所得保障において、公的年金は老後生活の柱であり基本となるものである。しかし、一人ひとりの様々な自由な選択に委ねられた老後の生活の全てを保障するものではない。したがって、今後ますます長くなる老後に備えて、就労収入以外で、**年金についてはどのように考えておく必要があるか。**